

議案第13号

朝来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

朝来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月26日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行に伴う専門職大学の制度化及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）の施行に伴う放課後児童支援員の基礎資格要件の緩和等について、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

朝来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年朝来市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者  
第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第 13 号資料

### 朝来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p>